

審議結果

(賛否の分かれた議案)

○…賛成 ×…反対

議案名	議員名 (上段は会派…正式な会派名は12ページ)																審議結果	
	自 民								公 明				住 民 改 革 共 産 民 主					
	竹嶋	島	上野	森	原	小池	小野	高水	石川	小山	青山	小川	下野	谷	近藤	大坪		齋藤
議案第63号 瑞穂町税賦課徴収条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	可決
議案第78号 平成19年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	認定

議会活動日誌

7月

- 3日 議会活性化特別委員会
〃 基地対策特別委員会
〃 議会だより編集委員会
- 8日 議会運営委員会
- 10日 臨時議会
〃 厚生文教常任委員会
- 15日 議会だより編集委員会
〃 福生病院組合議会臨時会
- 22日 議会だより編集委員会
- 29日 議会活性化特別委員会
- 30日 基地行政についての視察受け入れ (沖縄県沖縄市)

8月

- 6日 正副議長、基地対策特別委員会正副委員長が、防衛省などへ横田基地の軍民共用化反対などの要望書を提出
- 13日 総務常任委員会協議会
- 20日 厚生文教常任委員会視察 (檜原村)
- 21日 議会運営委員会
- 22日 議会活性化特別委員会

9月

- 3日 本会議
- 4日 本会議
- 5日 本会議
- 8日 総務常任委員会
- 9日 産業建設常任委員会
- 10日 厚生文教常任委員会
- 12日 本会議
〃 交通環境対策特別委員会協議会
- 16日 決算特別委員会
- 17日 決算特別委員会
- 18日 決算特別委員会
- 22日 議会運営委員会
〃 議会だより編集委員会
- 25日 本会議
〃 全員協議会
〃 基地対策特別委員会協議会
- 29日 議会だより編集委員会



8月6日 外務省での要請

議会から国へ

—2つの意見書を提出—

多摩地域の「裁判所支部の本庁化」及び「裁判所八王子支部の残置」を求める意見書

平成21年3月までに東京地方裁判所八王子支部及び家庭裁判所八王子支部が、立川市緑町の約1万5,000㎡の敷地、地下1階地上8階建ての新庁舎へ移転される予定である。

新庁舎は、これまでの八王子支部庁舎から倍増して横浜地方裁判所本庁に匹敵する規模となり、また裁判員裁判の開始などにより裁判官・書記官ほか人的充実も図られることが期待されている。立川市に物的・人的にも拡充される裁判所が設置されるのは、多摩地域住民の司法アクセスの点からも望ましいことであり、一層充実した司法サービスを期待するところである。

現在、東京多摩地域は戦後人口の急増により30自治体、約412万人の人口を抱えており、人口数で福岡県に次ぎ全国10番目である。また、生活地域であることから、地方裁判所八王子支部・家庭裁判所八王子支部の取り扱い事件数は全国屈指であり、裁判官・検察官・弁護士との不足が指摘されている。しかし、現在の裁判所支部は、行政事件・簡裁控訴事件が取り扱えず、また、労働審判制度も当面利用できない、地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会も設置されていないなど支部であるがゆえの不便、不利益を多摩地域住民は負っている。

市民のための司法改革が進む中、多摩地域住民に対する司法サービスの向上と充実を図ることは、住民代表の集う議会の責務である。

よって、瑞穂町議会は政府に対し、以下の事項を強く要望する。

- 1、多摩地域に、人口数・扱い事件数に対応できる規模の地方裁判所及び家庭裁判所本庁を設置すること。当面は、立川市に移転する裁判所支部を本庁化し、大規模地方裁判所に匹敵する機能及び組織を有するものとする。
- 2、多摩地域には複数の裁判所支部があることが望まれ、裁判所八王子支部を残置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

内閣総理大臣／総務大臣／法務大臣 宛

「事故米」の食品市場流通の原因究明並びに再発防止策の早期実施を求める意見書

食品として使用されてはならないはずの「事故米」が菓子類や酒類の原材料として、また児童、介護施設の給食にまでも使用された。これは、本来、絶対にあってはならないことである。

特に「事故米」が取り扱われているとの内部告発を受け、国では立ち入り調査も行ったが、十分な調査が行われず、結果的に大量の事故米が市場に流通した。さらに、そうした不正な取り扱いを行った業者が複数あることも後日発覚した。このことは、現行の国の食品の安全管理制度に欠陥があることを明らかに示すものである。

国は、すでに「事故米」を食した方々の不安や「事故米」と知らずに加工食品として加工・販売した事業者の苦悩を深く認識するとともに、多くの国民の食品への不信感を払拭する責務がある。よって、瑞穂町議会は政府に対して、以下の事項を強く要望するものである。

- 1、米の輸入に関しては、輸出国に対して厳正な監視体制を求めること。
- 2、「事故米」がどのような経緯で食品市場に流通したのか、原因究明を徹底すること。
- 3、国は国民に対し説明責任を果たすとともに、再発防止策を早急に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日

東京都西多摩郡瑞穂町議会

内閣総理大臣／厚生労働大臣／農林水産大臣／消費者行政推進担当大臣 宛